

大臣告示における「血管運動神経障害」の表記について

1 現在大臣告示に規定されている「血管運動神経障害」について

カルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンにおいて、「血管運動神経障害」は症状又は障害として規定され、平成8年の通達では、以下のとおり定義されている。

現在の知見では、カルシウムシアナミドについては水と反応してシアナミド(H_2CN_2)を遊離する(農薬時報別冊411号より)。シアナミドはアルデヒドデヒドロゲナーゼを阻害し、肝でのエタノール代謝を抑制し、アセトアルデヒドを蓄積する。その結果、アルコール飲用やアルコールを含む医薬品の服用、アルコールを含む食品を摂取すると急性アルコール中毒症状(顔面潮紅、血圧下降、悪心、頻脈、めまい、呼吸困難、視力低下)があらわれる(シアナミド内用液1%「タナベ」の添付文書より)とともに蓄積したアセトアルデヒドの血管拡張作用に伴って、吐き気、呼吸や脈拍の増加、頭痛、食欲不振、喉の渇きといった症状をもたらす。

また、ニトログリコール及びニトログリセリンについては一酸化窒素(NO)が神経ではなく血管に直接作用し、血管の拡張や収縮を阻害することが分かっている。

(参考：平成8年3月29日付基発第181号より)

「血管運動神経障害」とは、血管を拡張させたり収縮させたりする神経(交感神経等の自律神経)の障害をいい、血圧低下、頻脈、脈圧の縮小、皮膚の紅潮、呼吸困難、視力低下等がみられる。血管運動神経障害を生じさせる化学物質としてはカルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンがある。

2 第10回化学物質分科会以降の事務局による追加確認結果

臨床専門医に現行の大臣告示における表記について意見を伺ったところ、「大臣告示では症状又は障害として『血管運動神経障害』が規定されているが、『血管運動神経障害』は直接診断できる症状又は障害ではなく、適切な名称に変更する必要があるのではないか。」

との意見であった。

3 「血管運動神経障害」の表記に係る方向性

- ・ 現行の表記では神経の障害になっているため、物質が神経ではなく血管に直接作用することを表すものとする。
- ・ 原因となる現象ではなく、実際に症状又は障害として現れ、診断できるものとする。